

浜松市総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 の規定に基づき、総合教育会議(以下「会議」という。)を設置するため、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は次に掲げる事項について協議する。

(1) 大綱の策定に関すること

(2) 次の各号に掲げる事項

ア 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

イ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(3) この他、市長及び教育委員会が特に必要と認めるもの

(4) 前 3 号に関する次条に掲げる構成員の事務の調整

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 市長は、会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(結果の尊重)

第 8 条 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 9 条 会議の事務局を浜松市企画調整部企画課に置く。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。